

## 島田市団体用バス運行事業概要

### 利用申込み及び利用上の注意事項

#### 【 基本事項 】

- (対 象 団 体) 町内会、老人会、子ども会、福祉団体、島田市体育協会、島田市文化協会及びその加盟団体並びにその他市長が認める団体
- (運 行 範 囲) 島田市役所を中心に半径40km以内
- (運 行 時 間) 午前9時（市役所発）から午後4時30分（市役所着）まで
- (利用者負担) 無料  
※ただし、有料道路料金及び駐車料金は利用者負担です。
- (利 用 定 員) 17人から28人  
※高速道路及び藤枝バイパスを利用する場合は、補助席が使用できません。  
※安全運行の観点から、定員は小学生が乗車する場合であっても座席数を上限とします。  
※6歳未満は、乗車できません。
- (制 限 事 項) 17人未満の利用、営利目的、団体の活動目的に適さない場合、複数団体が参加する大会等に参加する場合の使用

#### 【 仮予約・申込み 】

- (申 込 方 法) 利用予定日を電話で仮予約
- (利 用 決 定) 受付期間内に仮予約が重複した場合は、下記のとおり決定します  
(1)本年度の利用が少ない団体を優先  
(2)利用回数が変わらない場合は、裏面表に記載した日に資産活用課で抽選  
※仮予約をしても利用できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。  
※申込期間満了後でも空きがあれば利用の2週間前まで受付可能です。

(書類提出) 予約確定後、利用日の前々月の末日までに下記書類を提出

- ・団体用バス運行事業利用申込書
- ・団体用バス乗車名簿(氏名、住所、年齢記載)
- ・運行目的が分かる書類、目的地地図

(申込期間) 利用を予定している日の属する月の6ヶ月前から3ヶ月間

利用月	申込受付期間	抽選日
4月	10月～12月	1月の第1金曜日
5月	11月～1月	2月の第1金曜日
6月	12月～2月	3月の第1金曜日
7月	1月～3月	4月の第1金曜日
8月	2月～4月	5月の第1金曜日
9月	3月～5月	6月の第1金曜日
10月	4月～6月	7月の第1金曜日
11月	5月～7月	8月の第1金曜日
12月	6月～8月	9月の第1金曜日
1月	7月～9月	10月の第1金曜日
2月	8月～10月	11月の第1金曜日
3月	9月～11月	12月の第1金曜日

※抽選日が祝日など休日の場合は翌営業日とする

### 【利用上の遵守事項】

- ・車内を清潔に保つこと。
- ・車内で喫煙又は飲食をしないこと。
- ・引火物その他の危険物を持ち込まないこと。
- ・動物の類を持ち込まないこと。
- ・その他市長が特に指示したこと。
- ・目的地におけるバスの駐車場所は、利用団体で事前に確保してください。

担当課：島田市役所 資産活用課 庁舎管理担当

TEL 0547-36-7169